

令和8年度 宇都宮市若者自立支援ステップアップ事業実施業務に係る 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、宇都宮市若者自立支援ステップアップ事業実施業務委託を行うにあたり、事業の効果的かつ適正な実施を行う観点から、業務委託事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 宇都宮市若者自立支援ステップアップ事業実施業務

(2) 業務内容

「令和8年度宇都宮市若者自立支援ステップアップ事業実施業務委託仕様書」のとおり

3 公募事業者数

1者

4 委託期間

契約締結日（8月上旬予定）から令和9年3月31日

- ・委託期間は、令和8年8月上旬（契約締結日）から令和11年3月31日（3か年）までを前提とし、受託者が初年度の業務を不足なく履行したと本市が判断した場合は、引き続き次年度の委託契約を締結する。
- ・ただし、令和9年度以降については、本事業委託に係る予算が議決されない場合は、契約を行わないものとする。

5 選定方法

地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

6 公募方法

宇都宮市ホームページ(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)に実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。

7 スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和8年6月 3日 (水)
参加申請書の提出期限	令和8年6月15日 (月)
質問書の提出期限	令和8年6月15日 (月)
質問書に対する回答予定日	令和8年6月19日 (金)
企画提案書と参考見積書の提出期限	令和8年6月30日 (火)
提案に係るプレゼンテーション	令和8年7月 8日 (水)
審査結果の通知	令和8年7月29日 (水)

8 企画提案上限額

4,147,000円(消費税及び地方消費税を含む)。

※この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

9 参加資格

この提案に参加するための資格は次の各号条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿(物品製造・販売・委託業務・その他)の「福祉・医療関連業務」または「その他の業務」に登録されている者、または、令和8年8月1日までに登録が完了する見込みの者(7月5日までに名簿登録申請)。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

10 参加手続等

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書」(様式1)を提出しなければならない。「参加申請書」は宇都宮市ホームページに掲載)(6参照)

ア 提出書類 参加申請書(正本1部)

イ 提出期限 令和8年6月15日(月)午後5時まで(締切厳守)

ウ 提出場所 〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番13号
宇都宮市役所子ども部子ども支援課

青少年自立支援センター

エ 提出方法 持参または書留郵便にて送付すること。

(2) 資料の提供

参加申請書を提出した者には、提案書作成のために以下の書類を貸与する。提供資料は、提案に係るプレゼンテーションの指定日までに持参または郵送にて返却すること。また、必要に応じて提供資料を複写したときは、それらも含めて返却すること。

(3) 質問及び回答

質問については、「質問書」(様式2)を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

ア 提出書類 質問書(様式2)

イ 提出期限 令和8年6月15日(月)午後5時必着(締切厳守)

ウ 提出場所 宇都宮市役所子ども部子ども支援課

青少年自立支援センター

エ 提出方法 電子メールにより下記アドレスに送信することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

E-mail : ul8060101@city.utsunomiya.tochigi.jp

オ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年6月19日(金)までに、全ての参加者(参加申請書に記載された連絡先)に、電子メールにて回答する。

11 企画提案書等作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

「令和8年度宇都宮市若者自立支援ステップアップ事業実施業務委託仕様書」に基づき、提案者が自ら実現できる範囲内の内容で企画提案書を作成すること(様式3)。

I 実施体制・実績

(1) 本事業を受託した場合の組織体制

(2) 人員体制

事業責任者、事業コーディネーターのそれぞれの経歴等

(3) 事業実施場所の活用方法、屋外活動時における利用者の安全管理の対策

(4) これまでにおける類似業務の実績と本業務に活かせるノウハウ

II 事業背景の認識・実施方針・青少年自立支援センターとの連携

(1) 事業背景の認識

事業実施の背景について、国や市の動向を踏まえ、本事業の利用者を取り巻く社会情勢の現状と利用者が抱える課題の認識について示すこと。

(2) 実施方針

事業背景を踏まえたプログラムの企画や実施の考え方、自立に困難を抱える若者への支援を行う上で必要な配慮などについて示すこと。

(3) 本市との連携

事業を実施する上で、利用者一人一人に対応した支援を行うために、本市の相談支援とどのように関わっていくことが重要かを示すこと。

Ⅲ 提案内容

(1) 実施回数

(2) プログラムの企画内容、実施方法、定員

- ・ 但し、以下に示す内容のうち、アからオについては必須とし、カについては自主提案がある場合のみ提案すること。

ア 健康管理や身だしなみの習慣づけ、経済的な生活管理等、基本的な生活習慣の習得に向けたプログラム

イ レクリエーションやスポーツ、農作業体験等、心や体を鍛えるためのプログラム

ウ コミュニケーション講座や自己理解を深めるための講座等、円滑な対人関係を築くためのプログラム

エ アート体験やパソコンのソフト体験等、個人の興味・関心を広げるためのプログラム

オ 社会とのつながりをつくるためのボランティア活動や会社見学等、社会に対する視野を広げ、将来の選択肢を増やすための社会体験・経験機会を提供するプログラム

カ その他、若者の自立に向けて必要な経験の場を提供するプログラム

(3) 利用者への配慮

ひきこもり回復期（センターへの定期的な来所はできるが、他者との関わりを持つことが困難な状況）にある若者への対応の仕方や内容について具体的に示すこと。

(4) 効果的な情報発信

本事業の周知を図るための効果的な情報発信の手法について、活用媒体や発信時期などを具体的に提案すること。

(5) プログラムの効果検証

実施したプログラムについて効果を評価し、必要に応じて修正等を行い、利用者ニーズに合った企画に反映させるための手法を具体的に提案すること。

イ 地域経済貢献

市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）であって、本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、できる限り市内に本社を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めること。

市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者

への再委託金額の割合等を様式4に記入すること。

また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金額等を企画提案内容に記入すること。

ウ 価格提案書

業務履行に要する費用を見積り、積算内訳を明らかにした上で、価格提案書（様式5）に記載すること。なお、見積金額は、候補者選定のための見積金額であり、契約金額を決定するものではない。

エ 団体概要

団体や法人が参加する場合は、団体概要を記した資料を添付すること（パンフレット等も可）。

(2) 提出書類の規格

- ・ 各様式を使用して作成し、添付書類がある場合は、可能な限りA4判規格またはA3判折込みに揃えること。
- ・ 書面を8部と電子データをメールまたはデータCD、DVDで提出すること。
- ・ プレゼンテーションにおいてプロジェクターを使用する場合は、表示するデータをA4横向き4アップで印刷して合わせて提出すること。また、Microsoft Word、PowerPoint形式またはPDF形式で作成した電子データをCD-R又はDVD-Rに格納し提出すること。

(3) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者の負担とする。

(4) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(5) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

- ・ 本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

エ 表現の方法

- ・ 提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できる

よう、わかりやすいものとする。

12 企画提案書等の提出及びプレゼンテーションの実施

(1) 提出

- ア 提出期限 令和8年6月30日（火）午後5時まで
（郵送の場合は必着）
- イ 提出場所 宇都宮市役所子ども部子ども支援課
青少年自立支援センター ※10(1)参照
- ウ 提出方法 提出する提案は持参又は書留郵便にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 提案のプレゼンテーション

- ア 日時及び場所 令和8年7月8日（水）（予定）指定する時間
※ 日時及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。
- イ 説明時間等 1者あたり持ち時間30分（説明20分程度、質疑応答10分程度）とする。
- ウ 説明資料等 提案書を使用する。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、本市で用意したものを使用する。（パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。プロジェクターとはHDMIで接続）
- エ その他 事業コーディネーターはプレゼンテーションに必ず同席すること。

13 評価の観点

評価については、以下の観点により総合的に行う。

(1) 企画提案書の内容

- ア 実施体制・実績（組織体制、人員体制、類似業務の実績）
- イ 事業背景の認識・実施方針・本市との連携
- ウ 提案内容（実施回数、プログラムの企画内容、利用者への配慮、情報発信、プログラムの効果検証）

(2) プレゼンテーション

(3) 見積価格

(4) 地域経済貢献度

14 審査方法等

- (1) 審査は、審査委員会にて、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査して評点付けを行う。
候補者の選定は、評点に基づいて提案者を順位付けし、合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。
- (2) 審査結果は、令和8年7月29日（水）（予定）に提案者全員に書面で通知する。
- (3) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説

明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の、各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。

(4) 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

15 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- (3) 提案プレゼンテーションに参加しない者
- (4) 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- (5) その他「募集要領」の諸条件に違反した者

16 契約方法（手続）等

- (1) 審査委員会で選ばれた業務受託候補者と随意契約により委託契約を行う予定である。
- (2) 委託契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。